

「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」(第2回)
議事要旨

1 開 会(事務局)

2 設置要綱改正の報告

座長より、設置要綱の第4条の委員数を、今回から13人に改正したことを報告。また、今回から就任した委員及び前回欠席した委員を紹介。

3 議 事

資料2「本県の産業廃棄物処理の状況」について、事務局より説明。

4 委員からの質疑

- 産業廃棄物排出量の目標値は、資料の12頁のようにあまり増えないということか。

(事務局)

企業の排出削減の努力を見込んで、目標値を設定した。

- 平成10年度以降の法的規制や廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルと適正処理は急速に進んでおり、基準年が平成10年度では、データが古いのではないか。

(事務局)

平成13年度や平成14年度の排出量の把握を、現在検討中。推計したものを、検討会に提出する。

- 1頁のデータの取り方は、どのように行ったのか。

(事務局)

排出者及び処理業者の事業所を抽出し、アンケート調査を行った。排出者の回収率は63.2%、処分業者の回収率は84%。

- 地域別の処理状況のデータはあるのか。

(事務局)

あるので、後日提出する。

- 2頁で、減量化量とは、どのようなものか。

(事務局)

中間処理による、処理前と処理後の重量の差。

○ 2頁で、直接最終処分に回っているもののなかには、中間処理ができるものは含まれていないのか。

(事務局)

中間処理できるものでも、直接最終処分に回っているものはあると思われる。

○ 2頁で、減量化というのはどのようなやり方で減量したのか。

(事務局)

次回で資料を提出する。

○ 県としては、最終処分に回るものを少なくしようと考えているのか、それとも産業廃棄物の排出量を減少しようと考えているのか。

(事務局)

処理計画の42頁にあるように、排出量、最終処分量、いずれの取り組みも進めていく。

○ 処理計画42頁で、減量化率目標値が上がらないのは、技術的な限界か。

(事務局)

中間処理による減量は、それほどは増えないと見込まれる。

○ 5頁と6頁で、中間処理と最終処分の両方をやっている業者は。また、県内と県外の処理量の目標値はあるのか。

(事務局)

処理計画35頁のとおり11件ある。また、最終処分については、廃棄物処理計画で県外廃棄物の搬入割合の目標値を2割以下としている。

○ 県外業者に対する規制はあるのか。

(事務局)

現在は行政指導のみ。条例が施行されれば、計画の遵守規定がある。

○ 中間処理の県外廃棄物搬入量の構成比は横ばいだが、絶対量は増加している。県外物の抑制を考えるべきではないか。中間処理量の目標値はあるのか。

(事務局)

県外物については具体的な部分で抑制を図る。中間処理量の目標値は、特に定めていない。

○ 4頁で、農林水産業は別個の資料となっているが、検討から除くということか。

(事務局)

併せて検討していく。

○ 処理量の推移を数字で示すべき。中間処理の能力が足りるかどうかの検討も必要であり、先行きの中間処理の目標値を持つべきである。

○ 2頁、5頁、12頁の数字の関連は。

(事務局)

データの取り方の違い。

○ 最終処分場は、今後開設は困難であるため、中間処理が増えると考え。新規の処分場は50億円もかかるため、県外物を3割くらい入れないと経営が成り立たない。紙製品のうち、24.7%は中国から輸入しているが、再生に回るのは65%で、残りの35%は焼却されており、そのようなことも考えていかなければならない。

○ 中間処置は複雑多岐で、リサイクルとも関連している。中間処理が増えること自体は、問題ではない。処理業者は、広域的な処理を前提として、設備や人的投資をしている。廃棄物処理法の枠組みも考えていかなければならない。

○ 汚泥とがれき類の排出量が多く、これらの再生利用が進まないと、全体の再利用が進まない。汚泥には有害物質が含まれたり、性状が異なったりして、なかなか扱いが困難であるが、再生利用率を上げるためには、どのようにしたらいいのか。

(事務局)

現段階では、処理技術が確立していないため、難しい。

○ 座長

予定した時間となったので、次回も引き続き行いたい。

本日の質問及び論点整理については、事務局にお願いする。

産業廃棄物業者が成り立たない要素もある。経営の在り方も考えなければならぬ。

中間処理と最終処分の関係についても、検討を行う。

また、委員から、経済的手法についての発表と、リサイクルの活動発表を、次回にお願いしたいが、今回持ち越された部分もあるので、第3回目にどこまでやるかと、その内容については今後詰める。

以上